9．リース取引の会計処理
　リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
　また、リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料は以下のとおりです。
⑴　貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　6,468千円
⑵　貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　9,667千円
10．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。
11．財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く）の端数処理
　財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く）は、千円未満切捨により作成しております。

Ⅱ．貸借対照表関係
１．運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は、6,058,839千円であります。
２．当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額は、521,031千円であります。

Ⅲ．損益計算書関係
１．固定資産除却損の科目別の内訳

建物	3,136千円
工具器具備品	109,071千円
特許権	4,084千円
合計	116,292千円

２．ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額
　ファイナンス・リース取引について、当該取引に係る収益化額と、当該取引により計上された固定資産の減価償却費及び支払利息額との間に差が生じており、当該差額が当事業年度の損益に重要な影響を与えております。当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、86,527千円であり、当該影響額を除いた当期総損失は、140,198千円であります。

Ⅳ．キャッシュ・フロー計算書関係
１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	10,891,136千円
期末資金残高	10,891,136千円

２．重要な非資金取引
⑴　現物寄附による資産の取得

工具器具備品	339,558千円
図書	558千円
備品費等	106,007千円
合計	446,124千円

⑵　ファイナンス・リースによる資産の取得　15,127千円

Ⅴ．国立大学法人等業務実施コスト計算書関係
引当外退職給付増加見積額のうち国又は地方公共団体からの出向職員分　△　33,186千円

Ⅵ．重要な債務負担行為
当事業年度中に契約済で、期末日において未履行のものは以下のとおりです。

（単位：千円）

内　容	契約金額	翌期以降の支払額
30m望遠鏡構造の詳細設計　一式	2,078,000	798,000
45m電波望遠鏡副鏡駆動系保守用部品　一式	64,800	37,692
ＴＭＴ主鏡セグメント部分計測用干渉計　一式	67,284	67,284
ＴＭＴ主鏡セグメントの製造（その２）　一式	918,025	710,032
排気ガス処理システム接続作業	307,800	307,800
自然科学研究機構岡崎地区施設管理保全業務及び運転保守管理業務	527,990	527,990

Ⅶ．金融商品関係
１．金融商品の状況に関する事項
　当法人は、資金運用については預金、国債及び政府保証債等に限定し、資金調達については行っておりません。資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人法第47条の規程に基づいており、株式等は保有しておりません。
２．金融商品の時価等に関する事項
　期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴　現金及び預金	10,891,136	10,891,136	―
⑵　長期未払金	(1,643,071)	(1,643,748)	(677)
⑶　未払金	(9,600,512)	(9,600,512)	(―)

（＊１）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。
（注１）　金融商品の時価の算定方法
⑴　現金及び預金
　短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑵　長期未払金
　長期未払金はリース取引によるものであり、時価の算定については一定の期間ごとに区分した長期リース債務の元利金の合計額を、リスク・フリーレートに近い財政投融資資金の借入に係る利率で割り引いて現在価値を算定しております。
⑶　未払金
　短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

Ⅷ．賃貸等不動産関係
　当法人は、東京都その他の地域において、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

Ⅸ．資産除去債務関係
１．資産除去債務の概要
　特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の規定に基づくフロン類の除去義務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の規定に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物の除去義務及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく有害物質の同位元素等を使用している建物及び工具器具備品の放射線の除去義務並びに土地の賃貸借契約等に伴う原状回復義務であります。
２．資産除却債務の金額の算定方法
　使用見込期間を取得から１年～50年と見積もり、割引率は、0.129％～4.898％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。